

# 総務常任委員会

平成25年3月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎伴 吉晴	○木澤 正男	小野 隆雄
中西 和夫	坂口 徹	辻 善次
嶋田 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	谷口 智子
同 課 長 補 佐	安藤 晴康	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	加藤 惠三
同 課 長 補 佐	本庄 徳光	会 計 管 理 者	野崎 一也
会 計 室 長	山崎 善之	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	西川 肇	生涯学習課長	佃田 真規
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 係 長	平田 政彦

## 4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、辻委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。  
町長のご挨拶をお受けします。 小城町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、木澤委員、辻委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。  
本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。  
はじめに、本会議からの付託議案であります（1）議案第3号 斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。  
理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政 それでは、議案第3号 斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例につきましてご説明申しあげます。  
課長 まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政 本議案は、斑鳩町公共施設整備基金を廃止するため、地方自治法第1  
課長 49条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。  
本議案の内容につきましては、前回の当委員会におきまして、ご説明を申しあげましたとおりでありますので、末尾の要旨をもって、ご説明とさせていただきます。  
町の公共施設等の整備事業資金に充てるため設置していた当該基金につきまして、斑鳩町開発指導要綱に基づく施設協力費をもって積み立て

してまいりましたが、平成16年4月にこの施設協力費を廃止していることから、本条例を廃止するものでございます。

なお、施行期日は、平成25年4月1日から施行いたします。

以上、議案第3号 斑鳩町公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 前回の委員会でも確認はさせていただきましたが、改めまして基金の残高と、その残高についてはどういうふうな使い方になるのかについて、その点について確認をしておきたいと思います。

企画財政課長 現在の基金の残高は、平成25年1月31日現在で申しあげますと44万2,759円となっております。この基金の目的に従いまして、本年度9月に補正させていただきました、あわ保育園調理室新設等整備事業費にすべてを活用させていただきたく、本議会におきまして補正をさせていただきますところでございます。以上でございます。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第3号については、当委員会として

満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第４号 斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、議案第４号 斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政課長 本議案につきましては、斑鳩町土地開発基金条例第２条中の基金の額を改正するため、地方自治法第１４９条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本議案の内容につきましては、前回の当委員会におきまして、ご説明を申しあげましたとおりでございますので、末尾の要旨をもって、ご説明とさせていただきます。

斑鳩町土地開発公社の解散に伴い、本町に帰属する当該公社の残余財産につきまして、斑鳩町土地開発基金に積み立てることから、本条例において所要の改正を行うものでございます。その内容につきましては、第２条中の基金の額７億２，２００万円に新たに２，２００万円を積み立て、基金の額を７億４，４００万円とするものでございます。

また、施行期日は、公布の日から施行いたします。

なお、条例改正文と新旧対照表のご説明は省略をさせていただきます。

以上、議案第４号 斑鳩町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第4号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第5号 斑鳩町都市計画事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。  
理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、議案第5号 斑鳩町都市計画事業整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例につきましてご説明申しあげます。  
まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

企画財政課長 本議案は、斑鳩町都市計画事業整備基金を廃止するため、地方自治法第149条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本議案の内容につきましては、前回の当委員会におきましてご説明を申しあげましたとおりでありますので、末尾の要旨をもってご説明とさせていただきます。

都市計画税の全部又は一部の積み立てにより設置していた当該基金につきまして、下水道事業などの都市計画事業の進展により、都市計画税の総額が確実に当該年度の都市計画事業に充てられることから、本条例を廃止するものでございます。

なお、施行期日は、平成25年4月1日から施行いたします。

以上、議案第5号 斑鳩町都市計画事業整備基金の設置、管理及び処分

に関する条例を廃止する条例につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第5号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、(4)議案第6号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

加藤税務課長。

税務課長 それでは、議案第6号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

税務課長 本議案につきましては、前回の委員会で説明させていただきました内容と相違ございません。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます、末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

末尾の斑鳩町町税条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧ください

たいと思います。

今回の町税条例の一部改正につきましては、平成24年度の地方税制の改正を内容とする、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年4月1日に施行されましたことから、同法による改正内容のうち、平成25年度以後に適用となるものについて、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、2点ございます。

1点目は、(1)年金所得者が寡ふ控除を受けようとする場合の個人町民税の申告書の提出を不要とする改正といたしまして、年金所得者の個人町民税の申告手続の簡素化の観点から、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった方が、例年、社会保険庁等に提出されている扶養親族等申告書に、寡ふ控除を記載することにより、寡ふ控除を受けることができ、申告書の提出を不要とするものであります。

施行日は、公布の日とし、平成26年度から適用するものでございます。本年度の課税状況から、本改正の適用により、扶養親族等申告書に寡ふ控除を記載することにより、個人町民税の申告が不要となる対象者は61人となっております。

次に裏面にお移りいただき、2点目といたしましては、(2)下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合を規定する改正といたしまして、地方税法で4分の3と定められていた下水道除害施設に係る課税標準の特例割合につきまして、市町村の条例で定めることとされたことに伴い、町税条例において当該特例割合を4分の3と規定するものでございます。

下水道除外施設は、下水道施設の機能を妨げ、又は施設を損傷させる恐れのある、油、酸、アルカリ、金属くず等を除去する施設で、当町の下水道条例におきましても、こうした油類等を下水道へ流す者に対し、設置を義務づけているものでございます。町内での下水道除外施設の設置状況は2件となっておりますが、本改正の適用となる平成24年4月1日から12月31日の間に取得された下水道除外施設はございません。

施行日は公布の日とし、平成25年度から適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第6号、斑鳩町町税条例の一部を

改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 質疑ではないんですけれども、前回の委員会で確認させていただいたように、また漏れる方のないようお願いしたいのと、こういうふうにいるいろいろな住民にとってプラスになる面はあるんですが、制度が変わっていくということで、なかなか住民さんもよく理解しづらい面があるということで、先日も私、また別の方から、確定申告のほうはせんでよくなったけど、じゃあ住民税のほうはどういう手続きせんあかんのかという、いろいろな問い合わせを受けたりしています。で、今後、こういう改正に伴って、さらに住民さんの問い合わせ等も増えてくると思いますので、少ない人数ではあるかと思いますが、丁寧な対応をしていただきますようお願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第6号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第19号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。



理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政 それでは、議案第19号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指  
課長 定についてをご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

企画財政 恐れ入りますが、次の議案書をご覧くださいませでしょうか。

課長 本議案は、斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定につきまして、引き続き、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間、指定管理者に指定し、当該施設の管理を行わせようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、前回の当委員会におきまして、ご説明を申しあげましたとおりでございますが、選定した理由につきましては、提出された事業計画の内容や平成18年度から7年間の指定管理者の実績などを総合的に評価した結果、公益財団法人斑鳩町文化振興財団は、本町が設立した団体であり、施設詳細及び業務内容を熟知しており、本センターの重要性や設置目的についてよく理解していること。文化振興を図る自主文化事業を展開しつつ、施設管理とあわせた一体的な運営が期待できることから、候補者として選定いたしました。

また、指定の期間につきましては、安定した施設運営の観点から、前回と同じ3年間とし、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとさせていただきます。

以上で、議案第19号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 この件については何ら異議はないんですがね、私は初日の総括質疑で、財団の報告の後に言いましたけれども、あのときの、私は、町長の答弁について、ちょっと2点ほど疑問に思っておるんです。

まず1点目は、公益財団法人ですので、カラオケの設備をやはり住民がああいう活動を通じて、いろいろとどういうんですかね、楽しんでもらっているというんですか、高齢者の健康回復にも役立っているクラブというんですか、それらの方が利用しやすいような形でやったってほしいということも申しあげたのが、町長は、受益者負担というようなことから、いやちょっとというようなことも触れられたと思うんですがね、私は現在でも、カラオケの機械に5千円という受益者が負担していますのでね、それをその方達に合った物に入れ替えるということについて、受益者負担という言葉が出てくるのは、私は疑問であると思っています。

それと光熱費、今、庁舎も先日入札されて、わずかですけれども節約になっている。だから、ああいうホールのものについては、電力の入札を取り入れることによって、各県下の市役所もそれを繰り返して、節約を図っております。今回の庁舎の結果を見ても60万円そこそこですが、やはりそれは、あくまでも税収を60万円増やすのは並み大抵のことではないと思っていますので、効果があるんだと思っております。そういった観点からも、早急に、センター、ホールの電力のことも検討してもらって、実施してもらいたいなど、そのように思っております。そのことについて、何かご答弁あれば、あれですが、できるだけ速やかにやってもらえたらいいなど、そのように思っておりますので、よろしく願いします。

委員長 答弁は、よろしいですか。ほんだらもう要望で。  
他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第19号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習課長 継続審査(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告いたします。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

小田原市との法隆寺ゆかりの都市文化交流協定の締結1周年を記念した、小田原市交流展、小田原北条氏五代100年の興亡を2月10日(日)から3月17日(日)の昨日までを会期として開催いたしました。開催期間中の館者数は2,570人で、昨年度の冬季企画展、太子ゆかりの法輪寺の謎にせまる―法輪寺出土品展―、941名と比較いたしますと1,629人の増となっております。また、今年度、秋季特別展、斑鳩藤ノ木の馬具展、2,181人と比較いたしますと、389人の増であります。今年は昨年と比べてかなり寒い日が多く、雪が降る日もあったにも関わらず多くの方に来館していただき、町民の方々に小田原市の歴史と文化をご理解いただけたものではないかと考えております。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備であります。現在は、保存整備にかかる基本設計書の作成の最終段階となっており、前の9月の当委員会でも説明させていただきました全体の整備計画及び遺構の整備を重点的に行う区域、現状の地形を活用したままとする区域、緑地広場として整備する区域、また多目的広場として整備する区域の区域別計画がまとまり、現在は遺構整備を重点的に行う塔、金堂について、具体的な整備手法の取りまとめ作業にかかっております。

その基本設計にもとづきまして、平成25年度には工事の実施に必要なとなる工法、経費、工期等の詳細について、具体的な設計書の作成を行う実施設計業務を行う予定であります。また、地元自治会への整備計画の説明につきましましては、芝ノ口東自治会と、東里自治会には昨日、3月17日（日）に説明を行い、区域につきましましてのご意見はありませんでした。幸前自治会につきましましては、3月20日（水）の祝日に説明をさせていただく予定であります。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての報告であります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 25年度で実施計画をつくっていくということで今報告をいただきましてが、だいたい目途としては、どれくらいでできるものやというふう  
に理解しておいていいですか。

生涯学習 今、基本設計を行ってございまして、それにもとづいて実施設計を来年度作成してまいります。早期に発注しまして、できるだけ早くまとめまして、また地元のほうへも、そういう工事の説明をさせていただくように努めてまいりたいと考えております。

委員長 具体的には、非常に難しい、また秋とか、いけば来春とか、そういうふうな具体的なちよっと今。

生涯学習 実施設計につきましましては、もう秋ぐらいにはまとめていきたいと考えております。

委員長 よろしいか。他にございませんか。

( な し )

委員長      ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項について（1）平成25年度税制改正大綱（地方税関係）の概要について、理事者の報告を求めます。加藤税務課長。

税務課長    それでは、各課報告事項（1）平成25年度税制改正大綱（地方税関係）の概要について、ご報告を申し上げます。

例年、税制改正大綱の概要につきましては、2月の委員会でご報告をさせていただいていますが、本年度は、政権交代の影響によりまして、大綱の取りまとめ、法案の提出が1か月程度遅くなりましたことから、本日、報告をさせていただくものであります。

平成25年度税制改正大綱のうち、地方税に関係するものにつきましては、資料1に整理をさせていただきますのでご覧いただきますようお願い申し上げます。

はじめに、個人町民税に関する改正内容についてでございます。

①金融商品に係る損益通算範囲を拡大するとともに、公社債等に対する課税方式を変更についてであります。これは、金融所得課税の一体化を進める観点から、国債、地方債、外国国債、外国地方債等の特定公社債の譲渡所得につきまして、これまで非課税とされていたものを、20%、国15%、住民税5%の税率による申告分離課税の対象とするものでございます。また、金融商品におきまして、その譲渡損失及び配当所得の損益通算、繰越控除につきましても、上場株式等についてのみ認められておりましたが、特定公社債の譲渡、利子につきましても、損益通算の範囲に拡大するものでございます。本改正は、平成28年1月1日以後について適用となります。なお、上場株式等の配当所得、譲渡所得等に対する軽減税率10%、国7%、住民税3%の特例につきましては、予定通り、平成25年12月31日までとし、以降、本則であります20%の申告分離課税となります。

次に、②少額上場株式等に係る配当・譲渡益等の非課税措置の拡充についてでございます。これは、上場株式等の配当所得、譲渡所得に対す

る軽減税率廃止後におきまして、平成27年1月1日から予定をしておりました、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得、譲渡所得等に係る所得計算の特例について、その一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、ひとつとして、非課税投資額について、現行1年間100万円を3年間、総額300万円でありましたものを、1年間100万円を5年間、総額500万円に拡充すること、2つとして、保有期間について、現行10年間に5年間に短縮すること、3つとして、口座開設期間について、現行3年間に10年間に延長するものでございます。本改正は、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの適用となります。

金融商品に係る税制改正による町税への影響につきましては、上場株式等の配当所得等の本則課税では、平成23年度の決算ベースで試算をいたしますと、配当割交付金で1,390万5千円が2,317万5千円に927万円の増収、株式等譲渡所得割交付金で330万8千円が551万3千円に、220万5千円の増収となります。また、金融商品に係る損益通算の拡大及び少額上場株式に係る配当・譲渡益等の非課税措置の拡充では、国による影響見込額をもとに試算をいたしますと17万6千円の減収となります。

次に裏面にお移りをいただきまして、③住宅ローン控除の延長・拡充についてであります。これは、現在の住宅ローン控除の制度が、平成25年12月31日で切れますことから、新たに4年間延長し、平成29年12月31日まで延長するものでございます。また、平成26年4月からの消費税率の引上げを踏まえ、所得税におきまして、住宅ローン控除の限度額が引上げられるのに合わせまして、所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった額を住民税から控除できる額について、現行、所得税の課税所得の5%、最高97,500円を、所得税の課税所得の7%、最高136,500円に上げるものでございます。住宅ローン控除による町の減収額につきましては、これまでも全額国費で補てんされており、改正後におきましても、同様の措置が予定されているところでございます。なお、平成23年度の決算では、住宅ローン控除による町の減収額の補てんをいたしまして、地方特例交付

金、2,184万円が交付をされております。本改正は、平成26年1月1日から平成29年12月31日の入居者に適用するものでございます。

次に、④公的年金からの特別徴収制度の見直しについてでございます。これは、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額につきまして、現行、前年分の本徴収額を、前年分の年税額の2分の1に相当する額とし、特別徴収税額通知後に税額変更があった場合におきましても、現行では普通徴収に切り替わることになりますが、それを特別徴収を継続するものでございます。本改正は、平成28年10月以後に実施する特別徴収について適用するものでございます。

続きまして2枚目でございます。⑤東日本大震災の被災居住用財産の敷地に係る居住用財産の買換えの特例等についてでございます。

これは、被災居住用財産の敷地に係る居住用財産につきましては、当該家屋に居住していた相続人が譲渡する場合におきましても、相続人が、当該家屋を被相続人が取得した日から所有しているものとみなしまして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、居住用財産の譲渡所得の特別控除等の適用を図り、被災者の方の税負担を軽減するものでございます。本改正は、平成25年1月1日から適用するものでございます。

次に、Ⅱ. その他の①延滞金の利率の見直しについてであります。

これは、現在の低金利の状況にあわせ、当分の間の措置として、現行、年14.6%の延滞金につきましては、特例基準割合に7.3%を加算する割合に、また、納期限後1か月以内の延滞金につきましては、現在、当面の間の特例措置として、前年の11月末日における公定歩合に4%を加算した割合として、現在、4.3%の利率につきまして、特例基準割合に1%を加算した割合に引き下げるものでございます。

最近1年間の貸出約定平均金利であります、1%で試算をいたしますと、本則の延滞金14.6%につきましては9.3%に、納期限後1か月以内の延滞金7.3%につきましては3%となります。平成23年度の決算では、延滞金の収入額は約300万円となっております。

本改正は、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金について

適用するものでございます。

最後に、②その他法令の改正による条文・用語の整理等所要の改正についてでございます。今回の平成25年度税制改正大綱におきましては、地方税法、所得税法等のさまざまな法令改正が予定されていますことから、これら法令改正において、条番号、項番号等の繰上げ、繰り下げ、条文・用語の整理等が行われますことから、町の条例におきましても、法令の改正に伴う引用条文の整理を予定をしております。現在、条例改正のもととなります準則が示されていませんことから、関係する法令の改正内容の詳細につきましては、今後確認作業を行ってまいる予定でございますが、法令の施行日に町税条例の施行日を合わせる必要がありますことから、一部の条例改正につきましては、本年3月31日付けで専決させていただく場合がございますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、平成25年度税制改正大綱の地方税関係の概要についてのご報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
他に理事者のほうから何か報告しておくことはございませんか。  
黒崎総務課長。

総務課長 総務課のほうから報告事項が2点ございます。

1点目でございますが、奈良県及び市町村職員の相互派遣実務研修についてでございます。昨年からの研修を実施しておりますが、平成25年度におきましても、引続き実施するものでございます。当町からの平成25年度派遣職員は、企画財政課、主事、乾裕貴、派遣期間は平成25年4月から1年間、県での配属先は現在のところ未定でございます。  
なお、県から当町への派遣職員につきましては、1名派遣される予定



であります。氏名等につきましては、現在のところ決定されておられません。以上、奈良県及び市町村職員の相互派遣実務研修についての報告でございます。

2点目は、平成24年12月13日の総務常任委員会で報告いたしました平成24年12月7日発生 of 法隆寺五丁地区地域交流館建設現場における、現場作業員の足場からの転落事故の顛末についてご報告いたします。事故の顛末につきましては、2月21日付けで栗原工務店から書面による報告を受けているところであり、その内容についてご説明をさせていただきます。足場から転落した被災者につきましては、入院後経過が良好であったため、12月21日に退院し、その後仕事に復帰されております。また、事故の原因といたしましては、被災者が足場を昇り降りするため、被災者本人が手摺を取り外して作業を行っていたことによるものでございます。

奈良労働基準監督署に対する事故の報告につきましては、発生時に栗原工務店及び被災者の所属するタカダビルテック株式会社から報告しておりますが、その後、奈良労働監督署からタカダビルテック株式会社に対して再発防止策等の提出を求められたことから、タカダビルテック株式会社が報告を行っております。なお、今回の事故は奈良労働監督署が現場を調査することではなく、報告のみで手続きを終えております。また、町からは、施工者に対しましては、労働災害防止対策を徹底するよう注意を行っております。なお、今回の事故につきましては、斑鳩町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に該当はいたしません。

以上、平成24年12月7日に発生いたしました、法隆寺五丁地区地域交流館建設現場における事故についてのご報告とさせていただきます。

以上でございます。

委員長 今の報告に対して、何か意見、質疑がありましたら、お受けいたしますが。 小野委員。

小野委員 労働基準局もそない言っているんだったらしようがないと思いますけれどもね。何か、事故の起こした人間が、勝手に足場を外して自分で落

った。割と軽症で済んだということですがね。やはり工事現場でのそういう事故というのは、事故が発生すること自体がやはり監督不十分ということに見えるんですね。割と退院も早かったとか、そういうことは問題じゃないと思います。そういう事故を起こすというか、まして、本人が足場をはずして、そこで作業しているのを見過ごしたという監督責任というのは、やはり問われて、私は、当然ではないかと。でないと、斑鳩町が発注している現場での事故なんです。自分で、自分で勝手に起こした事故だからいいというような、そういう考え方もおかしいし、下請け業者というんですか、その足場をそうして使ってする作業員が自分の一番大事なその足場を外すという、そういう行為をするような業者を使っているということ自体が間違いだと、私は思います。だから、規定で、何らペナルティを課せない、課せられないというか、課せないということで、はっきりとそういうことを言うということは、私は納得いかない、そのように思います。

委員長 何か答弁ございますか。

ちょっと私のほうからも、聞きたいんですけど。基準ですね、先ほどの、入札の、これ全治何か月であればいける、ここからが引っかかる、という基準をちょっと教えてください。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 町発注におけます安全管理が不適切だったための指名停止の基準でございますが、重傷者、この重傷者につきまして、治療4週間を超える負傷を負った場合が、重傷者ということで規定させていただいております。この場合につきましては、1か月という基準がございます。以上です。

委員長 今回のやつは、それ以下であったので引っかからないと、こういうことですね。 小野委員。

小野委員 先ほど総務課長の説明で、聞き漏らしたのなら、ごめんなさいね。再発防止に対しての文書で提出というのは、町が契約している業者からど

こかへ出されているんですね。書面で報告というのは、その事故の顛末について、町へ契約している業者ですね、それからあっただけかなと、それと労働基準監督署が再発防止をなんとかいう業者ですね、下請けですよね、実際雇用していた、その事故起こした人間を雇用していた、言ってみれば下請け業者に再発防止を請求していると。でまあ、その監督署がなんらもうお咎めがないんやと、だからそういうペナルティを課さないんだと、今、企画財政課長も言っているように、重傷というのは4週間以上とかいう、それだからしないんだと。私は、再発防止というのを言えるのは、町が契約している業者にしっかりと再発防止の形を出してくるべきだと思うんですよね。なんら元請業者っていうんですか、こちらが発注している業者は、他人事みたいに言っているように聞こえてしょうがないんですよ。さっきから、前からの説明とか、その事故起きた時も、偶然、何回か私は会ったことがあるんですけども、なんか下請け業者が事故しました、えらいすいませんなという、そんな感じやからね。それでは私はね、指名業者としてね、斑鳩町の指名業者としてのモラルっていうんですか、業者としての自覚が私は欠如しているんじゃないかなと、そのように思うから先ほどから言っているんですが、その点どうなんですかね。そういうので、やっぱり事故を起こすということに対してはね、もし重傷とか、死亡事故があこで起きたら、斑鳩町発注のどここの業者で、こういう事故が起きましたという、そういうことになるんですね。そういう場所で起きる、私が心配しているのはね、そういう箱物の中での事故というのはあまりね、他人に事故を起こすということはないんですね、そこの中に入って。せやけど一般土木なんか、下水なんかやっている時に、やはり通行人に対して事故を起こしたとなった時には、やはりもうその業者には、どういう小さな事故であっても、やはりペナルティを課してきたんじゃないかなと、そのように思っています。だから通行人に対する安全とかいうことも考えていったら、同じ公共工事ですので、その職員の事故も同じことだと思うんですよ。ひとつ間違えればね。また、何か頭部ということ、その足場を外して落ちたということだけなんですけど、ヘルメット被っていたかということも全然わからないんですね。ヘルメット被っていたら頭部を打撲するとかそう

いうことは起き得ないのに、そういう足場へ登ってやっているのに、ヘルメットも被っていなかったんじゃないかなと推測されるんです。そういうこともう少ししっかりとね、私は、この元請業者に注意をするなり、ペナルティを課せられないんだったら、しっかりした顛末書を提出させるべきだと、私はそのように思いますけどね。その点はどうなんですかね、副町長。

委員長 池田副町長。

副町長 まず第1点目、当初事故報告につきましては、元請から当然町のほうにありました。そして、奈良労働基準監督署に対しましての事故報告、これにつきましては、名前いいますね、栗原工務店、それと被害者の所属するタカダビルテック、両方の会社から奈良労働基準監督署に行っておられます。報告書は、両方から行っております。それを受けて監督署のほうから、タカダビルテックに対して再発防止策を、提出を求められたということでございます。そして、町からは、再発防止につきまして、元請に対しましては、町が元請に対しまして注意をしたわけでございます。こういう事実がございます。町のほうといたしましても、当然この現場だけではなく、いろいろ下水等々でも工事を行っておりますんで、この建設業界に対しまして、土木も建築も両方いっしょでございますけれども、対しまして、事故のないよう、工事現場の監督に努めていただきたい旨、また周知をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

小野委員 ずばり聞きますけどね、一括下請けじゃなかったんですか。部分的な下請けで、建築のことですからね、そのように足場組んで、何かする作業、それは必要であると思っておりますけどもね。これは一括下請けだったということは言わないけどもね。私は、元請の社長がね、あまりにもね、他人事のような物の言い方をされたように記憶しているんですよ。だからその点をね、厳しくね、私は言ってほしかったなと思っております。まあ、一括下請けであったということは、これは建設業法上言えないことです

から、なにも答弁はもらいませんけどもね、こういう場所ではもらいませんけども、やはり、今の事故、それから事故の顛末、それらのことをいろいろこう聞かせてもらうたびにね、あの工事は、建設業法上禁止されている一括下請けではなかったのかなと、私は疑問を持っていると、そのことだけ言っておきます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 他に理事者の方から何か報告しておくことはございませんか。  
面巻企画財政課長。

企画財政課長 企画財政課から1点報告させていただきます。前回の委員会でご報告させていただきました、斑鳩町役場庁舎で使用する電気調達入札につきまして、3月15日金曜日に一般競争入札を実施し、落札者が決定いたしましたことから、ご報告をさせていただきます。落札者は東京都港区芝公園2丁目6番3号、株式会社エネット、代表取締役社長池部裕昭とで、落札金額は平成25年8月1日から平成26年7月31日までの1年間の電気調達料金として、977万3,989円で、落札率は93.6%でございました。

以上で、斑鳩町役場庁舎で使用する電気調達の入札結果につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 今の報告につきましては、何か質疑ございませんか。

( な し )

委員長 ないようでしたら、他に理事者のほうから報告しておくことはございませんか。 西川教委総務課長。

教委総務  
課長

教育委員会総務課から1点報告させていただきます。

3月11日月曜日でございますが、斑鳩東小学校の第6学年におきまして、第6学年在籍者89名中31名の欠席者がございました。その理由が吐き気や下痢の症状であったことから、郡山保健所及び県教育委員会の保健体育課にも連絡を行うとともに、学校医とも相談いたしました結果、6学年を3月11日（月）から3月13日（水）の3日間、学年閉鎖をいたしました。

保健所の調査の結果としましては、3月11日の時点におきまして、他学年では同様の症状が見られないことや、同日に同じ食材を使っている他の学校ではそのような症状が見られないことから、斑鳩東小学校における給食の調理段階での感染の可能性は極めて低く、斑鳩東小学校第6学年でのノロウイルスによる感染性胃腸炎が発生したと考えられるというものでした。保健所は、当方からの連絡も早く行ったことで、速やかに調査ができたため、二次感染の予防につながった。また今後も、安全で衛生的に給食を実施され、また児童及び教職員の健康管理にも努められるよう指示がございました。

以上、斑鳩東小学校における集団感染症の発生についてのご報告とさせていただきます。

委員長

今の報告について、何か質疑ございませんか。よろしいか。

( な し )

委員長

それでは、各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等がございましたらお受けいたします。ございませんか。 木澤委員。

木澤委員

前回の委員会ですと、学校給食の残渣について資料で提出をお願いしていたんですけども、今回提出いただいて、この説明をお願いしたいと思っております。

委員長 西川教委総務課長。

教委総務課長 今回提出させていただきました、学校給食の残渣集計表の説明をさせていただきます。

この表につきましては、学校給食のうち、おかずなどの副食につきまして、学校別に平成19年度から平成23年度の5年間の残量をまとめたものでございます。集計表の中で、全体とありますのは学校全体の1年間の残量の合計であります。また、その横は児童生徒1人当たりの給食1回分の残量という形でその横に表してございます。

学校給食の食事の内容につきましては、小中学校献立会議で学校栄養職員と調理員が毎月打合せを行いまして、学校給食摂取基準を充足させるよう給食の献立を作成してございます。また、各学校の調理室におきましては、学校栄養職員が調理方法・衛生管理をはじめ、給食全般の指導も行いながら給食を実施しているところでございます。

この集計表では、1人当たりで見えますと、それぞれの学校によって、年によっては増えたり減ったりと残量が変化してございます。

これは、児童・生徒には体格や活動量に違いがあり、また学年、組によって食べる量に差がございまして、また、給食の献立によってもその残量の違いがあるということでございます。給食の残量の変化は学校給食の委託による原因ではないというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

木澤委員 今、説明いただきまして、またこの資料を見せていただいて、また検討したいと思います。

委員長 他に、質疑ございませんか。 小野委員。

小野委員 地域交流館整備計画についてね、ちょっと、復習というか、再度確認させていただきたいんですがね。整備にあたっての基本的な考え方3点あるということで、その中の1点ですがね、単位自治会ではなく、広域

的な自治会を対象としたコミュニティ施設であると、このように謳っておられます。広域的なっていう表現がね、どれぐらいの範囲なのかなっていうこともちょっと思っていたんですが、今回、五丁町連合が加入していただいている五丁地区の地域交流館、4月1日から稼働しますので、この時に書いてある広域的な自治会である五丁町連合自治会、これは具体的にどれだけの自治会が五丁町連合自治会ということなのか教えてもらえますか。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 法隆寺五丁地区を中心とします5つの自治会でございます。各自治会の名前については、ちょっと今、資料を持っておりません。

小野委員 いや実は私ね、町民体育大会のね、この23地区に割ってある、自治会名入れてあるのをちょっと手元に持っているんですがね。そこの10地区に五丁南、五丁南京田ですか、それから東福寺、芝の口東、五丁東、この5つということなんですか。

委員長 答えられますか。

総務課長 5つの自治会、ちょっと確認とりまして、後ほどご報告差し上げたいと思います。

小野委員 いや、かまへんねん。別にそれをどこやというのを突き詰めたとか、そんな思いはないねん。別に五丁町連合という自治会がね、管理を行っていただけてます。それが五丁地区地域交流館がね、そこが管理してもらうからということでやってきたと。もう竣工してあれしてくるんやからね。別にどこの自治会が、私はね、先ほどちょっとちらっと触れましたけどもね、広域的な自治会を対象としたコミュニティ施設であるということ、私は町民体育大会での自治会をイメージしてこういうことを打ち出しておられるんじゃないかなと、そのように思ってます。そういっ



た意味でね、前回にもいろいろちょっと聞かせてもらったけど、紅葉ヶ丘のこの5つの自治会でいろいろ進めておられましたけど、どうも白紙に戻されたようなこともちょっと聞いております。いろんな協議を重ねてね。その時に、この自治会、町民体育大会の自治会を見れば、その時の5つ、それは4地区と5地区、6地区に分かれているんですね。具体的に言えば、4地区の新楓町、それから5地区の笠町、それから6地区の稲葉車瀬、三室地区、それから紅葉ヶ丘、この5つの自治会で話をされていたように思うんですがね。私は、これ紅葉ヶ丘から最初にこの話が出てきて、周辺の自治会に声かけられたということも聞いてましたしね、それでなかなか協議が進まなくなって、結局、最終的には白紙に戻したという。

委員長 小野委員、すみません、無期延期ですので。

小野委員 無期延期ですか、白紙に近い無期延期らしいんですが、委員長もだいぶ苦労されていたように思うんですがね。元々こんなこと言ったらちょっと語弊あるかわかりませんが、笠町とか新楓町、ここらを同じところの土俵に上がってもらうということは、無理な話なんですね、地形的に。私はいつも言っていたように、地形的にも無理なんです。それで、この広域的な自治会ということで、指導されたんかどうか、町のほうで周辺の方とも話し合ってくださいということでされた、そのこと自体は私はおかしいんじゃないかなと、感じてたから言うてたんです。今回、五丁町連合はどないなっているんだろうということで見てたら、この町民体育大会の地区割りですね、それでいったら、たぶんこの10地区の5つだと私は推測しますし、紅葉ヶ丘の時に、例えば6地区だけでの話をしたらどうやというようなことも、私は可能だったんじゃないかなと、そのようにも思っております。これはこれで、委員長もいろいろ苦労されてたと思いますけど、無期延期というようなことになってるらしいんですがね。

そうしたところでね、実は、龍田自治連合会というような、もともと斑鳩の自治連合会を4つに割って、その中で会則をつくって、会費を徴

収してというような、そういう私らの自治会も加盟してはいますが、いつの間にか入っているんですね。会費も納めているし、そういうものなんです。他の3地区には、それはないということは確認しているんです。その役員からね、役員会に諮って、それで龍田地区にこういう具合に候補を挙げてきているということもチラッと聞いておるんです。紅葉ヶ丘を中心とした、今は無期延期となった、その会議の中にも龍田のほうからもそういう話があるから、無期延期という、1つの要素になったように漏れ聞いてはいますが。私は、龍田地区のそういう大きな37とか8とかのね、自治会が加盟している連合会という名前で、しかもその役員が全員そういう具合にして同意しているということで、町へ要望出しているというようなことも聞いてはいますがね。これはちょっとその会の役員のやり方というものは、私は町がしているような、広域的な自治会を対象としたということが、ちょっと外れていってますし、また、その連合会のやり方についても、私はちょっと問題あると、そのようにも思っています。町としては、そういうのが上がってきても、やはり検討していかなければいけないと思いますけど、そういうものを地域交流館整備計画とはっきり、そんだけ37も8も加盟しているところ、しかも、その会員である自治会長、誰も知らないですね。役員会だけで知っているような、そういうことで上がってきても、やはりそれは取り扱えないという、はっきりと物を言ってほしいと、そのように思っております。

実際は年度変わりした後の、総会、そこで決議するみたいなんですがね、それも、何の説明もなく進んでいくんだと思いますけど、実際問題としては、それは地域交流館整備計画の基本的な考え方からは逸脱していると、はっきりとそれは物を言ってほしいと思うんですが、そのことについてはどんな考え方ですか。

委員長 西本総務部長。

総務部長 地域交流館の建設につきまして、龍田第一地区の自治会連合会から、建設につきましての要望が出てきております。これにつきましては、今、質問者もおっしゃいましたように、候補地を現在、選定を進めておりま

して、5月の総会で決定をする予定という内容と、それからまた地域交流館の建設後は、この自治会連合会で管理を行いますという内容での要望でございます。正式には町としましては、5月の総会で決定していただいて、また改めて要望書が出てくるというふうに理解しております。それから建設のほうにつきまして、また議会ともご相談申しあげながらというふうに考えているとことごとでございます。この地域交流館の事業主体、また管理運営につきましては、また今までも申しあげておりますように、地域交流館建設の事業主体は町であり、また地元で用地を探していただくことを要件としております。またその後、用地が決まりましたら、町が適正な価格で用地を購入し、建物についても町が建築し、町の財産とするものであるというふうに、今日まで申してきておりました。また管理運営につきましても、地域が主体的に行っていただく施設であるという中で、地元のほうで、今は、町としましては、まとめていただく、そして要望がでてきましたら、その建設のほうに取り掛かっていくと、このように考えておりますので、今、申されます5月の総会において、総会までに、またそれぞれ取りまとめをされるものというふうに理解をしているところであり、町としましては、今のところはこの要望書が出てきた段階では受けていかなければならないのかなというふうに考えております。以上です。

小野委員　そしたら広域的な自治会ってね、38個の自治会、そこの自治会長もなんも知らないんですよ、それで進んでいる。それを要望書で持ってこられたら受けるんですか。だから、広域的なというのはどれぐらいの範囲なんですかって聞いているんです。広域的な範囲って。38ですよ、今ひとつ欠けたかわからん。龍田連合から抜け出したと思う。いろんな問題があったから抜け出していつている。だから30は超えているような自治会が、広域的な範囲なんですか。そこのところを私は言っているんですよ。

総務部長　今、この要望書につきましては、現在は町のほうに提出をされました。で、5月の総会でまた地域でまとめられるというふうに聞いております

ので、今の段階では町はその要望書を受け取って、これが進んでいけばやっていかなければならないと、で自治会が38、37、自治会がまとまるかどうかということにつきましては、私のほう、まだ分からない、総会のほうで決められるということですので、そういう理解をしているところでございます。

小野委員　私が今の時点で言っているのはね、もうすでに弊害が出ているんですよ。今の役員さんらもしぶしぶついていっているんですよ、この話ね。いろんなことによって、それこそ今まで集会所のことではいろんな問題を起こした張本人ですよ。だから、それが何か独断と偏見で役員に皆署名させているんですよ。私とこは第一地区としてね、この7つの自治会で話を進めています。昨日も、その会議を持ってます。新しい自治会長さんも来てもらって。当然、この第一地区から役員兼ねている人いるんですよ。その人が困っているんですよ、それで。だから、昨日は代理を立ててきても来なかったんです。病気やということも聞いてますけどもね。もうそのやり方としてね、そんなやり方おかしいんだということをもっと指導したってもらえたら、よろしいんですよ。私は何も、その地域の方がまとまって、例えば、その地域の場所で、抽出している地域とこの地区割りぐらいの大きさの周辺の自治会の総意で話を進めてきて、連合会が後押ししているんだったらよろしいんですよ。連合会の総会って言うてもね、皆役員ももう決まっているんですよ、次の役員も。私どものこの1地区からどここの自治会長がいきますということを言ってます。もう役も決まっています。おかしな話ですよ、そんなおかしな団体のとこで出してきているとこ。だから、もう既にそういうこともあるんやったらね、前もって言うてもらわなかったら、龍田自治連合会がね、誰も何も言わないんですよ、そのいくなったら。そんなことでこれにのっとしてね、やっていくんですか。だから、せめてそうして出してきたその人には、こういうものですから、そこの今、この場所でどうですか、私も思いますよ、龍田地区であの場所がいいと思いますよ、確かにね。ただし、そこの周辺の自治会では何も言うてないんですよ。そこの自治会長らも、住民すら何も知らないんですよ。龍田自治連合会とい

うことで、そうして要望書提出してきて、5月の総会でも会長が、全部の会長が出席するのかどうか知りません、決まったことを決議して、可決になったからって持ってくるんですよ。それから検討するんです。それはね、またいろいろ問題も起きてくると思いますからね、私は事前に、ある程度の指導をしておくべきだと。要望やから、それまで待っているということは、そりゃまあ結構ですよ。せやけどそういうので段々段々既成事実を作ってね、どうしても受けざるを得ないような形になってくるようでは、私は困るなど、そのように思っているから、ちょっと前もって言っているねんけどね。それと、今までからその候補地については最終的には議会と相談するということでしょ、それは守ってくれますね。本人は議会なんか関係ないということは私にはっきり物言っているんですよ。だから、私は前もってこういう議会というものに対してのことは言っているんですよ。だから慎重にやってもらいたいと、受けてもらって困ることも起きてくるんだと思いますからね。

委員長      この件に関しましては、私の地域でそういうような、何回か話し合いがあつて、話し合いの経緯を聞いていきますと、やっぱり何のための地域交流館やろと、みんなが仲良くしていくものが、こういう形で、違った形で、逆に仲良くいかない、ひとつの原因ともなるんじゃないかなと、そういう思いもいたしましたので、ちょっと今、小野委員からもそういう話があつたので、適切にやっぱり判断する時には、勇気持って判断していただくように、私からも要望しておきます。

委員長      ほかにございませんか。

( な し )

委員長      それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう  
よろしくお取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任い  
ただきたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受けいたします。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

( 午前10時15分 閉会 )